

海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月18日

海田町長 竹野内 啓佑

海田町条例第9号

海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

海田町道路占用料に関する条例（昭和34年海田町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	940円
	第2種電柱		1,400円
	第3種電柱		2,000円
	第1種電話柱		840円
	第2種電話柱		1,300円
	第3種電話柱		1,800円
	その他の柱類		84円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	8円
	地下に設ける電線その他の線類		5円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	820円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	500円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,700円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		710円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	5,400円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,700円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	35円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		50円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		76円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		100円

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			150円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			200円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			350円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			500円	
	外径が1メートル以上のもの			1,000円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	5円
		その他の線類	その他のもの		17円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱	その他の柱類	1本につき1年	1,300円
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	840円
			地下に設けるもの		500円
	その他のもの			1,700円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設				1,700円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占有面積1平方メートルにつき1年	2,700円	
	地下に設ける通路			1,600円	
	その他のもの			1,700円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	54円	
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	540円	
道路法施行令 (昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	540円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	5,400円	
	標識		1本につき1年	1,300円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	54円	
その他のもの		1本につき1月	540円		

1号に掲げる物件	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	54円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	540円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	5,400円
		その他のもの		2,700円
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	1,700円
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	540円
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.026を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- この条例は，令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正前の海田町道路占用料に関する条例に基づいて徴収し，又は徴収すべきであった占用料は，なお従前の例による。